安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この安全管理規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。) 第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項 を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条 取締役社長及び役員(以下「社長及び役員」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 [Plan Do Check Act] を 確実に実施し、安全対策を常に見直すとともに、全社員が一丸となって業務を遂行す ることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報 については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用及び投資を、積極的かつ効率的に行なうよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
 - (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防処置を講ずること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、年度目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて必要な年間 計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(取締役社長等の青務)

- 第7条 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
 - 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
 - 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送 の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - (1) 安全統括管理者
 - (2) 所管管理部長(室長)
 - (3) 営業所長・事業所長
 - (4) 運行管理者(補助者含む)
 - (5)整備管理者(補助者含む)
 - 2 所管管理部長(室長)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、 各営業所長・事業所長を統括し指導監督を行う。
 - 3 営業所長・事業所長は、所管管理部長(室長)の命を受け、輸送の安全の確保に関 し、所内各管理者・担当者を統括し指導監督を行う。
 - 4 運行管理者(補助者含む)は、営業所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し適切 に運行管理業務にあたる。
 - 5 整備管理者(補助者含む)は、営業所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し適切 に整備管理業務にあたる。
 - 6 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については安全統括管理者が病気 等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に 定める安全管理体制図による。(別表1)

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第9条 安全統括管理者は、社長及び役員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規定する要件を満たす者であり、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から、取締役社長が選任する。
 - 2 安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該責任 者を解任する。
 - (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
 - (1) 役職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - (4)輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全確保について、定期的に、かつ必要に応じてその状況を点検し、 その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - (6) 輸送の安全の確保に関し、事故・災害等その他必要な情報を収集し、所管管理部長(室長)その他必要な管理者及び責任者に周知し、又は必要な指示を行うこと。
 - (7) 運行管理、整備管理が適切に行われるよう、所管管理部長(室長)、営業所 長、運行管理者、整備管理者を統括管理すること。
 - (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく、計画に従い、重 点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長及び役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行

うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有 されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過 したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は 別表2による。
 - 2 安全統括管理者及び所管管理部長(室長)は、事故・災害等に関する報告が社内 の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故、災害等があった場合は、当該報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の「輸送の安全に関する目標」を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 安全マネジメントの実施状況等を点検するため、別に定める「輸送の安全に関する内部監査(安全監査)規程」に基づき、輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 - 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その改善すべき事項については、必要に応じ速やかに緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第16条 事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告 があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、速やか に是正措置又は予防措置を講じ、役職員に周知する。
 - 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計について、毎年度、外部に対し公表する。
 - 2 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
 - 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告 連絡体制、安全統括管理者の指示等については、総務部長が記録を作成し、適切に 保管するものとする。
 - 3 安全監査に関する記録等は、別に定める「安全監査手順書」によるものとする。
 - 4 前項に掲げるほか、輸送の安全の確保に必要な文書の管理については所管部課の長が適切に管理するものとする。

付 則

この規程は、平成29年3月1目から実施する。

平成19年 4月 1日 制定 平成22年 9月29日 一部改正 平成22年10月25日 一部改正 平成25年11月 6日 一部改正 平成29年 3月 1日 一部改正



